

合理的配慮を語りつくす

～楽しく、長く、働き続けるためのヒントを見つけよう～

「障害者差別解消法」が施行されてから9か月がたちます。同法の中で「合理的配慮の義務化」が規定されましたが、どれだけの方が精神障害を持ちながら雇用されている方への「合理的配慮」を説明できるでしょうか？

(私はまだできません) そこで、市精連ではこの難しい「合理的配慮」について行政、特例子会社、就労支援関係者、もちろん多くの当事者の方みんなで考えることにしました。楽しく、長く、働き続けるために「合理的配慮」について語りあい、今後のヒントを見つけましょう。

日時： 2017年 2月 2日 (木) 18:30～20:30

場所： かながわ労働プラザ 第3会議室

演者： 横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課 江原 顕様

富士ソフト企画株式会社 遠田 千穂様 槻田 理様

その他、就労継続支援A・B型事業所施設長、当事者の方々

進行役として、就労移行支援事業所 森の庭 岡田栄子さん、田村大幸さん

対象： 市精連会員事業所(職員・当事者) 市内外精神保健従事者

特例子会社等の企業の方 行政関係の方等、合理的配慮に興味を持たれている方

内容： 第1部 各演者の方に合理的配慮について語っていただきます

第2部 会場を巻き込んでの、「合理的配慮」について大意見交換

参加費： 市精連会員団体の方：500円

会員以外の方：1000円申し受けます。

当事者の方は無料です。参加費は当日集めさせていただきます。

よろしければ、下記までFaxにてお申込みをお願い致します。(当日参加も可能です)

FAX送付先： 045-263-8101 市精連

事業所名	氏名(複数名で参加される場合は人数をご記入ください)

問い合わせ： 045-443-6505 シャローム港南 樋渡 明美

e-mail: info_shalom_konan@yahoo.co.jp